

宮城県の電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」の対象機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況（電源構成が開示されていること。）
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況（電源構成が開示されていること。）
- (4) 省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組、県内における再エネの創出・利用の取組

2 加点項目

- (5) 卸電力取引所からの電力調達割合
- (6) 電源構成の種別数
- (7) 宮城県内における再エネ創出の実績・宮城県内自治体との災害協定等の有無
- (8) 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率（電力使用量の割合）

(入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のいずれにも該当する者とする。

- 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）している小売電気事業者
 - 2 前条に定める環境評価項目について、別表「宮城県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した環境評価項目の評価点が基本項目で70点以上、加点項目で20点以上である者。
- ※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(入札参加資格の確認)

- 第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「宮城県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。
- 2 電力調達の発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な小売電気事業者について、様式1の内容を確認し、その評価点を判定する。

(入札不調)

第7条 本方針に基づき入札を実施した結果、入札不調となり、改めて公告入札を行う場合は、本方針を適用しないことができる。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境政策課において行う。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	配点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 8.00 %未満	10
	0 %超 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
加点項目	区分	配点
⑤ 卸電力取引所からの電力調達割合	30.00 %未満	15
	30.00 %以上 50.00 %未満	7
	50 %超	0
⑥ 電源構成の種類数	6種類以上	15
	3種類以上 5種類以下	7
	2種類以下	0
⑦ 宮城県内における再エネ創出の実績・ 宮城県内自治体との災害協定等の有無	あり	5
	なし	0
⑧ 落札した施設への再生可能エネルギー 電力の供給比率(電力使用量の割合)	30.00 %以上	20
	20.00 %以上 30.00 %未満	15
	10.00 %以上 20.00 %未満	10
	1 %超 10.00 %未満	5
	1%未満	0

※ 環境評価基本項目 1

1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表したものの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）をいう。

※ 環境評価基本項目 2

未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値とする。

（算定方式）

令和 6 年度の未利用エネ

ルギー活用状況（%） = $\frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$

令和 6 年度の供給電力量（需要端）

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※ 環境評価基本項目 3

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定方式により算出した数値とする。

（算定方式）

令和 6 年度の再生可能エネルギー導入状況（%） = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$

⑥

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端）（kWh）
- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 供給電力量（需要端）（kWh）

注1：再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

注2：①から⑥の全てについては、令和6年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

※ 環境評価基本項目 4

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容の例としては、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

※ 環境評価加点項目 5

卸電力取引所からの電力調達割合とは、電力構成表において総販売電力量に対する一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）からの電力調達の比率をいう。

※ 環境評価加点項目 6

電源構成の種別数とは、電力構成表において自社保有または固定契約により確保している電源種別のうち、下記に該当する電源をいう。

評価対象電源：ガス火力、石炭火力、石油火力、原子力、再生可能エネルギー（FIT電力除く）、再生可能エネルギー（FIT・FIP電力）

※ 環境評価加点項目 7

宮城県内における再エネ創出の実績とは、小売電気事業者が、宮城県内に所在する再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を自ら保有し、又は当該設備から固定価格等による相対契約（電力供給契約（PPA）等を含む。）に基づき直接電力を調達している実績をいう。

宮城県内自治体との災害協定等の有無とは、小売電気事業者が、宮城県又は宮城県内の市町村（以下「県内自治体」という。）との間で、大規模な自然災害等の発生時における避難所等への優先的な電力供給、移動式発電機車等の派遣、又は電力インフラの早期復旧に係る相互協力等に関する協定を締結している実績をいう。

※ 環境評価加点項目 8

再生可能エネルギー電力とは、以下のいずれか又は組み合わせによる、環境価値を有する電気をいう。

① 非化石証書等を付けたFIT電力

② 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力

③ 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）

注1：①、②の電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定あり、FIT / 非FITのどちらも可）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット）が付いていることを条件とする。

注2：③の電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書が付いていることを条件とする。